

写

4医看第 292 号
令和4年(2022年)12月21日

医療機関の長 様

長野県健康福祉部長

特定労務管理対象機関の指定に係るスケジュール等について(通知)

日頃より県の医療行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年4月から適用される医師の時間外労働上限規制に向けた、特定労務管理対象機関(いわゆる **B・連携 B・C-1・C-2水準**対象機関)の指定に係る令和5年度のスケジュール等については、下記のとおりとします。

指定申請を予定している医療機関におかれては、計画的に準備を進めていただきますようお願いいたします。

記

1 県への特定労務管理対象機関の指定申請期限について

県への指定申請期限を2回設け、それまでに随時受け付けた申請について、一括して指定手続きを進めます。

なお、下記2のとおり、指定申請に必要となる医療機関勤務環境評価センター(以下「評価センター」という。)での審査期間が、少なくとも4か月程度を要するとされていることから、計画的にご準備ください。

	長野県への指定申請期限	県による指定(結果通知)
第1期	令和5年6月30日(金)	令和5年9月下旬頃
第2期	令和5年11月30日(木)	令和6年3月下旬頃

※各特定労務管理対象機関には指定要件があります。事前に確認する必要があるため、指定申請を予定している医療機関におかれては、お手数ですが、評価センターの評価受審前に医師・看護人材確保対策課までご連絡ください。

2 特定労務管理対象機関の指定を受けようとする医療機関が必要となる手続き

(1)各水準共通

①令和6年度以降の医師労働時間短縮計画案(以下、「時短計画案」という。)の作成

②評価センターの評価受審

・評価センターが医療機関から必要書類を受領後、評価結果の通知までに少なくとも4

か月程度を要するとされています。

- ・評価受審に当たっては、評価センターに審査料(330,000 円)の納付が必要となります。
- ・評価センターに関する詳細は以下ホームページを参照ください。

◇ 「医療機関勤務環境評価センター」

<https://sites.google.com/hyouka-center.med.or.jp/hyouka-center>

③県への指定申請

- ・評価センターからの評価結果受領後に、県への指定申請を行ってください。
- ・申請方法は、文書、メール等のほか、G-MIS(医療機関等情報支援システム)による電子申請に対応する予定です。指定申請の様式、受付開始時期等も含め、詳細については後日改めて通知します。

(2)技能向上集中研修機関(いわゆる C-1水準対象機関)

①臨床研修

- ・令和6年度募集プログラム／カリキュラム内へ時間外・休日労働の想定最大時間数(年単位換算)、当直・日直回数、時間外・休日労働(年単位換算)の前年度実績、C-1水準適用の状況を明示し、令和5年4月30日を締め切りとする年次報告やプログラム変更申請により県へ提出してください。

②専門研修

- ・令和6年度募集プログラム／カリキュラム内へ時間外・休日労働の想定最大時間数(年単位換算)、当直・日直回数、時間外・休日労働(年単位換算)の前年度実績、C-1水準適用の状況を明示し、学会審査、専門医機構審査による承認を受けてください。
- ・専門研修に関する詳細は以下ホームページを参照ください。

◇ 「一般社団法人日本専門医機構」 <https://jmsb.or.jp/>

※上記①及び②は評価センター受審時に完了している必要はありませんが、県への特例水準指定申請の時点では必要となります。

※募集プログラム/カリキュラム内への時間外・休日労働時間数の明示は、C-1 水準対象機関の指定を受けない医療機関も行う必要があります。(別紙1参照)

(3)特定高度技能研修機関(いわゆる C-2水準対象機関)

①技能研修計画(個人ごと)、医療機関申請書(分野ごと)の作成

②厚生労働大臣(審査組織)の審査受審

- ・審査受審に当たっては、分野ごとに審査料(33,000 円)の納付が必要となります。
- ・C-2水準審査に関する詳細は以下ホームページを参照ください。

◇ 医師の働き方改革「C-2 審査・申請ナビ」 <https://c2-shinsasoshiki.mhlw.go.jp/>

※厚生労働大臣(審査組織)の確認は、評価センター受審時に完了している必要はありませんが、県への特例水準指定申請の時点では必要となります。

3 指定申請以降の流れ

- (1) 随時受け付けた指定申請について、県による内容確認、医療機関との調整
- (2) 申請期限ごとにとりまとめ、長野県医療審議会等から意見聴取
- (3) 県による指定(医療機関への指定通知、指定の公示、評価結果の公表)

4 評価受審及び指定申請に向けた医療機関に対する支援について

長野県医療勤務環境改善支援センター(勤改センター)において、評価センターへの受審及び県への指定申請に向けて必要となる、勤務医の労働実態の適切な把握、宿日直許可の取得、時短計画案の作成に係る助言等について、専門アドバイザーの派遣等の支援を実施しておりますのでご相談ください。

◇ 長野県医療勤務環境改善支援センター (別紙2参照)

https://www.pref.nagano.lg.jp/doctor/kenko/doctor/iryo/kinmukankyo_shien.html

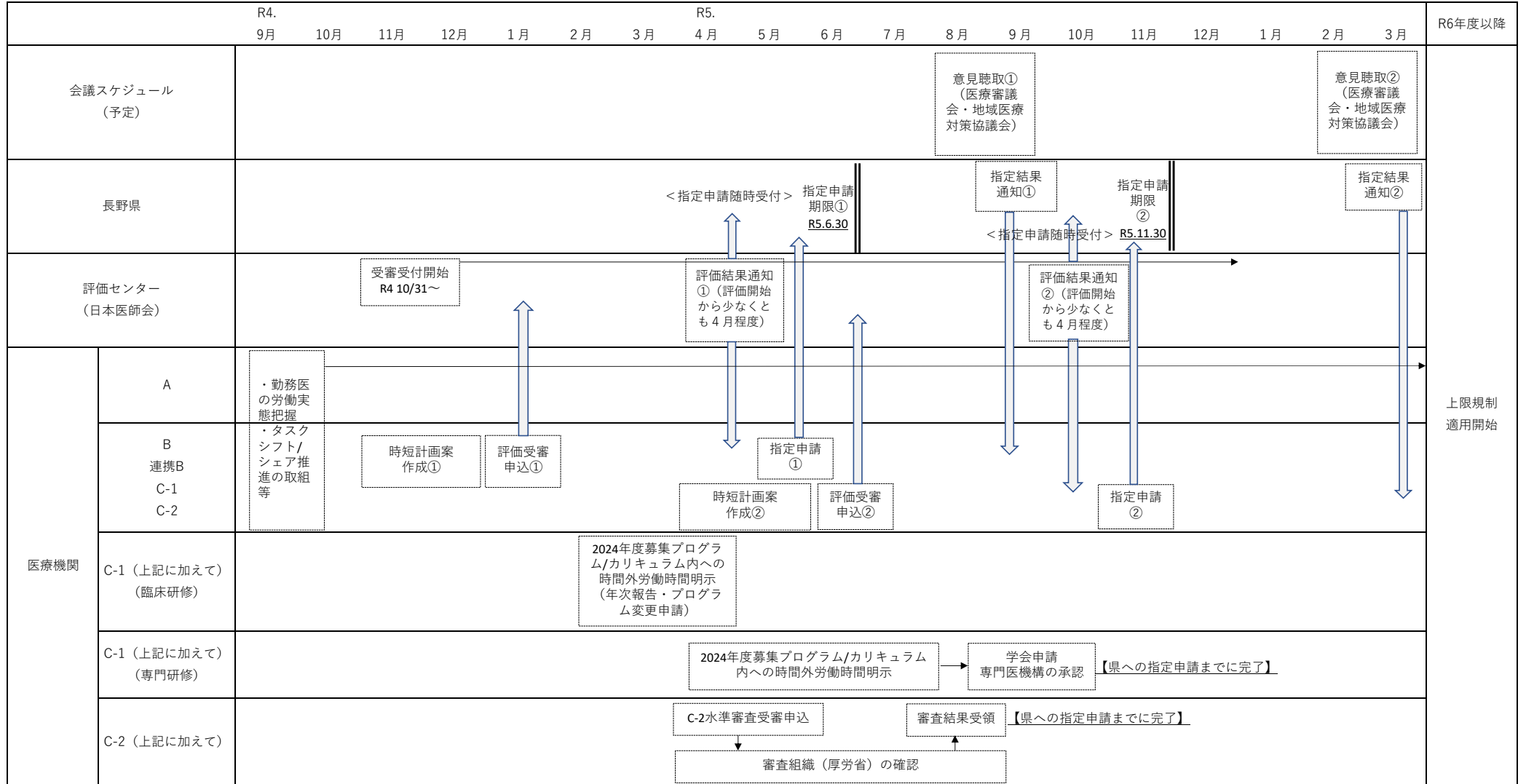
- ・相談窓口の案内(専門アドバイザーによる支援等)
- ・医師の働き方改革に関する各種情報(制度概要、宿日直許可、時短計画案作成等)

医師・看護人材確保対策課医師係 (課長)水上 俊治 (担当)永井 将志、高柳 智嗣 電話 026-235-7144(直通) FAX 026-235-7377 Eメール ishikango@pref.nagano.lg.jp
--

特定労務管理対象機関(いわゆるB・連携B・C-1・C-2水準対象機関)指定に係る予定スケジュール

○県への指定申請期限を2回設け、それまでに受け付けた申請について、一括して指定手続きを進める。

	長野県への指定申請期限	県による指定結果通知
第1期(①)	令和5年6月30日(金)	令和5年9月下旬頃
第2期(②)	令和5年11月30日(木)	令和6年3月下旬頃



上限規制適用開始